

維新の会の久保高章でございます。第 16 回定例会におきまして質問の機会を与えていただきましたことに感謝申し上げます。

先輩、同僚議員の皆様におかれましては、しばらくの間ご清聴の程、宜しくお願い申し上げます。

今回は、2 項目質問させていただきます。

まずは、自治のまちづくり条例と地域コミュニティについてお伺いしてまいります。今後、少子高齢化、人口減少、個人の価値観やライフスタイルの多様化が進む中であって、住民と行政の関係性のあり方、また、住民同士の関係性のあり方についてハード面、ソフト面、両面で考えなければならないと考えます。

そこでお伺いたします。今後、社会情勢が大きく変化し、地域ごとに多様なニーズがある中、行政と地域コミュニティにおける関係性の現状と課題をお答え下さい。

次に、附属機関の委員の人選及び任期についてお伺いたします。

平成 12 年 12 月 25 日に行政管理課長より関係各局室総務担当課長宛に「附属機関の活性化に関する基本的な指針の策定について」通知されています。

地方分権の進展の中で、本市の都市運営においても一層自立した運営が求められるとともに、市民等の参画と協働のもとで、市民や有識者、各種団体の関係者等の意見を反映することがますます重要となっています。そのため、地方行政に市民の意思を十分に反映させ、市民の多種多様な行政需要に広く、適切に、公正に対応するための仕組みの一つである附属機関の活性化を進めるための以下の通知がされました。1 に設置の見直し ①機関の廃止 ②機関の統合、2 に運営の見直し ①委員数 ②委員の構成 ③委員の選任 ④委員の任期 ⑤女性委員 ⑥委員の公募 ⑦会議等の公開 が記載されています。

ここで特筆すべき点は、会議運営の一層の合理化、活性化を図るとともに、運営の適正化、委員の兼任の見直しや委員の公募等幅広い人材の選任とされています。そこで、④の委員の任期については、原則として 2 年以内とする。なお、再任は妨げないが、原則として一つの機関の委員に 10 年を超える期間継続して任命しない。とされています。

そこでお伺いたします。現在、101 の附属機関の内 20 もの機関において 10 年を超える委員が複数人存在する機関があります。平成 28 年 3 月 31 日現在、延べ 92 人となっています。基本的指針から逸脱していると考えますがどのようにお考えかお答え下さい。

以上で、1 問目の質問を終了致します。

一問一答

1-①その課題、問題を解決するための施策をお答え下さい。

1-②今ご答弁頂いた行政と地域の関係性の課題解決の施策においてより具体的に、地域コミュニティと地域振興センターとの関係性についてのお考えをお答え下さい。

1-③今後、管轄区域における施設・機構としての地域振興センターをどのような位置づけにされるつもりか。お答え下さい。

1-④現在、支所と地区会館が統合され新複合施設の建設が始まっています。しかし、その施設は地域で50年使用する施設でありながら地域の将来ビジョンが全く反映されていません。まるで金太郎飴のごとく、どこの地域も同じような施設が建設されようとしています。各、地域の特色や将来ビジョンと合わせて新複合施設のコンテンツについて地区ごとにわかりやすくご説明ください。

1-⑤自治のまちづくり条例を制定するしないにかかわらず現在、6行政区ごとに様々な地域性があるのでせめて複合施設もハード面は同じでもソフト面において地域特性を生かしていただきたいと思います。今後は、地域のことは地域で考えることが必要だと思いますが如何でしょうか。お答え下さい。

1-⑥自治のまちづくり条例（案）の中にも記載されていますが、今後、地域のことは地域で解決するために予算措置も考えておられますが、その執行権は誰が持ちその優先順位は誰が決めるのでしょうか。お答え下さい。

1-⑦現在、大阪市では、区長の公募制を取り入れ24区中11区が民間、13区が庁内登用となっています。従来本庁で決定された施策を24区同じように行ってきたものをそれぞれの区で考え、その地域ならではの施策を行っています。例えば、天王寺区では地域

特性である文教「都市」という強みを活かし「子育てスタート応援事業」を行い、淀川区では、100%保証の訪問型病児保育事業という全国の政令指定都市で初めて、利用登録者（保護者）が会費を出し合って、保育料に充てる共済型モデルの訪問型病児保育事業を、平成26年4月から実施しています。「病児保育施設が近所がない」「定員があり、利用できなかった」という区民の声に応え、区独自で住民のニーズにあった施策を行っています。このような制度についてどのようなご見解をお持ちでしょうか。お聞かせください。

1-⑧おおさか維新の会は、政策の一つとして統治機構改革を訴え、東京1極集中から脱却し道州制や地方分権を訴えています。本市においても地域のことは地域で考える、をコンセプトに地方版地域分権を行う必要があると考えます。地域振興センター長を任期制の公募又は選考による任用を取り入れるべきと思いますが如何でしょうか。

1-⑨その際の権限、財源はどのようにお考えでしょうか。私は、局長級以上の権限が必要と考えますが如何でしょうか。お答えください。

いずれにしても、今後地域の課題が多様化し、市の財源も潤沢に無い中であって全てを本庁舎の中で考えるのではなく地域の方が自ら考え地域振興センターを中心に決定し予算を執行すべきと考えます。現在の、本庁の決定事項を下請け的に行うのではなくまちづくり、福祉、教育、防災、防犯等全てを考える仕組みづくりが求められています。新たなチャレンジを行って頂くことを強くお願い致します。次回また、お伺いいたします。

では次に、附属機関の委員の人選及び任期についてお伺いいたします。

2-①私の主観になるかもしれませんが、デメリットとして長年いる方の意見がどうしても通りやすく、その方の思想、信条が反映され答申に偏りが発生すると思いますがどのようにお考えでしょうか。お答え下さい。

2-②任期について10年という指針、通知がされています。一定の決まりがある以上守るべきと考えます。お聞きしますと1機関に最長26年在籍されている方や20年以上在籍されている方も数名おられるようですが如何お考えでしょうか。お答えください。

2-③各、審議会からの答申を受け政策決定されていますが、その後の政策や事業の執行の中で答申のチェック、検証は行われているのでしょうか。お答えください。

2-④答申のまま、市の加筆訂正なしに施策決定されている答申は何%ですか。事前にお聞きしていますとほぼ100%とお聞きしましたが如何でしょうか。お答え下さい。

2-④1 答申を丸呑みしているようですが、この付嘱機関は執行機関の判断を追認する御用機関となっている或いはその逆に執行機関の責任を転嫁する為の隠れ蓑になっているように思います。又、その答申を出している方が常に同じ方が出している。そして、その答申のチェック検証すら行っていません。これ、非常に危険ではないでしょうか。お答え下さい。

2-⑤事前にお聞きしていると附属機関では、主に法律に関する審議が行われているので、あくまでも法に則っての審議なので考え方に大きなズレは生じないとお聞きしました。しかし、ある事案に対して弁護士に意見を求めるとそれぞれの方で意見が異なるケースも多々あります。時には、180度違う意見もあります。法に則っても人によって解釈が異なるとは思われませんか。お答え下さい。

2-⑥もう一点、非常に問題があると思うのが一つの機関を退任された後、次の機関に所属すれば今までの任期がリセットされ1年目からの再スタートとなることです。また、指針の中に明記されていますが委員がその職責を十分に果たし得るよう一人の者が就任することができる機関の総数は、原則として3機関とし、特段の事情がある場合でも4機関を上限とする。としながら、一人の方が最大7機関に同時期に在籍し、5機関以上に在籍している方は常に6~7人おり、平成26年の9月末と12月末現在には10人います。同じ方が何年も本市に関わる仕組みとなっていることに問題があると思いますが如何でしょうか。お答え下さい。

2-⑦次に、委員の人選から任命に至るまでのプロセスはどのように行われていますか。お答え下さい。

2-⑦1 確認ですが、全く非公開で、役所内部のみで決定しているのですか。

2-⑦2 全くの非公開で、市の内部のみで決定されているということです。お聞きしていると委員のスキルや経験というより委員になってくれる方を優先され、委員を集めることが目的となっているようです。色々とお願いに回り来て頂いている。ですから来て頂ける方が何年も色々な機関を回っているところに繋がっているようです。そのような人選で本当に良いとお考えでしょうか。お答え下さい。

2-⑧大阪市では、区政会議にて区の政策決定を行っています。この区政会議の委員は区長が任命しています。しかし、その委員決定のプロセスは全て公開され、区長のイエスマンや仲間だけに偏らない仕組みとなっています。委員決定までのプロセス全てを公開し市民や議会に説明する必要があると思いますが如何でしょうか。お答え下さい。

2-⑨まずは、附属機関の委員の選任の公開と任期、そして、在籍可能数のルールを明確に条例等で規定し、人材の可視化と流動化を図るべきだと考えますが如何でしょうか。お答え下さい。

現在、機関を転籍することにより最長何年本市に関わり続けているかは現在、調べて頂いています。長期間同じ方が関わることには、やはり違和感があります。新たな発想やイノベーションを起こすためにも明確に任期を定め他機関への移動も一定のルール化が必要と考えます。早期のルール化を強く要望いたします。今回、2項目の質問に対する検討の経過を見ながら次回9月議会においても確認させて頂きたいと思えます。

以上で、私の全ての質問を終了致します。ご清聴ありがとうございました。